

中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法

(1995年10月30日第8回全国人民代表大会常務委員会第16次会議通過)

第1章 総則

- 第1条 固形廃棄物の環境汚染を防止し、人体の健康を保障し、社会主義現代化建設の発展を促進するために、本法を制定する。
- 第2条 本法は中華人民共和国国内における固形廃棄物の環境汚染の防止のために適用する。
固形廃棄物の海洋環境汚染の防止及び放射性固形廃棄物の環境汚染の防止については本法を適用しない。
- 第3条 国は固形廃棄物の環境汚染の防止に対して、固形廃棄物の発生を減少し、固形廃棄物の合理的な利用と固形廃棄物の無害化処理の原則を実行する。
- 第4条 国はクリーン生産を展開し、固形廃棄物の発生量を減少することを奨励し、支持をする。
国は資源を総合利用し、固形廃棄物に対する出来る限りの回収と合理的利用の実行を奨励し、支持するとともに、固形廃棄物の総合利用活動に有益な経済及び技術政策と措置を講じる。
- 第5条 国は環境保護に有益となる固形廃棄物の集中処理を行う措置を奨励し、支持する。
- 第6条 県級以上の人民政府は、固形廃棄物の環境汚染の防止業務を環境保護計画に組み入れなければならない、且つ固形廃棄物の環境汚染の防止に有益となる経済及び技術政策と措置を講じなければならない。
- 第7条 国は固形廃棄物の環境汚染の防止のための科学研究、技術開発、先進的な防止技術の推進及び固形廃棄物の環境汚染の防止のための科学知識の普及を奨励し、支持する。
- 第8条 各級人民政府は、固形廃棄物の環境汚染の防止業務及び関連する総合利用活動のなかにおいて、顕著な成績を収めている企業・機関と個人に対して、奨励を与える。
- 第9条 如何なる企業・機関と個人は全て環境保護の義務を有し、且つ固形廃棄物による環境汚染を招く企業・機関と個人に対して、検挙と告発を行う権利を有する。
- 第10条 國務院の環境保護行政主管部門は、全国の固形廃棄物の環境汚染防止に対し統一した監督管理を実施する。
國務院の関連部門は各自の職責範囲内で、固形廃棄物の環境汚染防止の監督管理業務に責任を負う。
県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は、本行政区内の固形廃棄物による環境汚染防止に対して統一した監督管理を実施する。県級以上の地方人民政府の関連部門は各自の職責範囲内で、固形廃棄物による環境汚染防止の監督管理業務に責任を負う。
國務院の建設行政主管部門と県級以上の地方人民政府の環境衛生行政主管部門は、都市生活ゴミの清掃、収集、貯蔵、輸送及び処理に関する監督管理業務に責任を負う。

第2章 固形廃棄物の環境汚染防止の監督管理

- 第11条 國務院の環境保護行政主管部門は固形廃棄物の環境汚染の監督・測定制度を設立し、統一的な監督・測定規範を制定し、関連部門とともに監督・測定ネットワークを組織する。
- 第12条 工業固形廃棄物が発生するプロジェクトを建設するとき及び固形廃棄物を貯蔵、処理するプロジェクトを建設するときには、国の関連する建設プロジェクトの環境保護管理の規定を遵守しなければならない。
建設プロジェクトの環境影響報告書は、建設プロジェクトにより発生する固形廃棄物の環境の汚染と影響に対して評価を行い、環境汚染の防止についての措置を規定しなければならない、且つ国が規定する手続きに基づき、環境保護行政主管部門に報告し認可を得なければならない。環境影響報告書の認可を得た後、建設プロジェクトを審査・認可する主管部門は初めて当該建設プロジェクトのF/S研究報告書或いは設計任務書を認可することができる。
- 第13条 建設プロジェクトの環境影響報告書には、必要な固形廃棄物の環境汚染の防止のための付帯施設の建設を確定しなければならない、主体工事と同時に設計し、同時に施工し、同時に稼働しなければならない。固形廃棄物の環境汚染防止の施設は、環境影響報告書を審査・認可した環境保護行政主管部門の検収を受けなければならない

らず、合格を経た後に、当該建設プロジェクトは初めて生産或いは使用を行うことができる。固形廃棄物の環境汚染防止施設の検収は、主体工事の検収と同時に進めなければならない。

- 第 14 条 県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門とその他の固形廃棄物の環境汚染防止業務を監督管理する部門は、各自の職責の管轄範囲内で、固形廃棄物の環境汚染防止に関連する企業・機関に対して現場検査を行う権限を有する。検査を受ける企業・機関は事実に基づいて状況を伝え、必要な資料を提出しなければならない。検査機関は検査を受ける企業・機関の技術秘密及び業務秘密を守らなければならない。
- 検査人員は現場検査を行う際は、証明書類を提出しなければならない。

第 3 章 固形廃棄物の環境汚染の防止

第 1 節 一般規定

- 第 15 条 固形廃棄物を発生する企業・機関と個人は、措置を講じて、固形廃棄物の環境に対する汚染を防止或いは減少させなければならない。
- 第 16 条 固形廃棄物の収集、貯蔵、輸送、利用及び処理を行う企業・機関と個人は、散乱、流失、浸透を防止する或いはその他の環境汚染を防止する措置を講じなければならない。
- 固形廃棄物を輸送過程で沿道に投棄、紛失することは出来ない。
- 第 17 条 製品は回収利用、処理を行い易い或いは環境のなかで消耗し易い包装物を使用しなければならない。
- 製品の生産者、販売者、使用者は国の関連規定に基づき、回収利用が可能な製品・包装物や容器等に対して回収利用を行わなければならない。
- 第 18 条 国は科学研究、生産を行う企業・機関が、回収利用、処理が行いやすい或いは環境のなかで消耗しやすい農業用フィルムを研究、生産することを奨励する。
- 農業用フィルムを使用する企業・機関と個人は、回収利用等の措置を講じて、農業用フィルムの環境に対する汚染を防止或いは減少させなければならない。
- 第 19 条 固形廃棄物の収集、貯蔵、輸送、処理を行う施設、設備、場所に対しては、管理と保護を強化し、その正常な運行と使用を保証しなければならない。
- 第 20 条 工業固形廃棄物の環境汚染防止の施設、場所を勝手に閉鎖、放置或いは解体することを禁止する。確実に閉鎖、放置或いは解体が必要な場合は、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門の審査・認可を受けなければならない。且つ措置を講じて、環境汚染を防止しなければならない。
- 第 21 条 固形廃棄物の深刻な環境汚染を招いた企業・事業部門は期限内に処理を行わなければならない。期限内に処理を行う企業・事業部門は必ず期日までに処理任務を完成させなければならない。期限については県級以上の人民政府が国务院の規定する権限に基づき決定を行う。
- 第 22 条 国务院と国务院の関連主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府が定める自然保護区、風景名勝区、生活飲用水源地及びその他必要な特別保護の区域内において、工業固形廃棄物の集中貯蔵、処理施設、場所及び生活ゴミ処理場を建設することを禁止する。
- 第 23 条 省、自治区、直轄市の行政区域を出て固形廃棄物を移転し、貯蔵、処理を行うものは、固形廃棄物の移転元地の省級人民政府の環境保護行政主管部門に報告を行わなければならない。且つ固形廃棄物の受入地の省級人民政府の環境保護行政主管部門の許可を得なければならない。
- 第 24 条 中国国境外の固形廃棄物を国内に入れ廃棄、蓄積、処理を行うことを禁止する。
- 第 25 条 国は原料として用いることができない固形廃棄物を輸入することを禁止する。また、原料として用いることができる固形廃棄物の輸入を制限する。
- 国务院の環境保護行政主管部門は国务院の対外経済貿易主管部門とともに、原料として用い輸入することができる固形廃棄物のリストを制定、調整並びに公布し、リストに入っていない固形廃棄物の輸入を禁止する。

前項に規定するリストに入っている固形廃棄物を輸入し原料として用いる必要が確実にあるものは、國務院の環境保護行政主管部門が國務院の對外經濟貿易主管部門とともに審査許可を受けなければならない、これによって初めて輸入することができる。

具体的な方法は國務院の規定による。

第 2 節 工業固形廃棄物の環境汚染の防止

第 26 条 國務院環境保護行政主管部門は國務院經濟綜合主管部門及びその他の関連部門とともに工業固形廃棄物の環境汚染に対する区分を作り、工業固形廃棄物の環境汚染を防止する技術・政策を制定し、工業固形廃棄物の環境汚染の防止についての先進的な生産技術と設備を幅広く普及することを組織しなければならない。

第 27 条 國務院經濟綜合主管部門は國務院の関連部門とともに、工業固形廃棄物の発生量を減少する生産技術と設備を研究、開発、普及することを組織しなければならない、期限を限定して淘汰すべき工業固形廃棄物による重大な環境汚染を招く遅れた生産技術、遅れた設備のリストを公布しなければならない。

生産者、販売者、輸入者或いは使用者は、國務院經濟綜合部門が國務院関連部門とともに規定する期限内に、前項の規定するリストにある設備を、生産、販売、輸入或いは使用をそれぞれ停止しなければならない。生産技術の採用者は、國務院經濟綜合部門が國務院関連部門とともに規定する期限内に、前項の規定するリストにある技術の採用を停止しなければならない。

前二項の規定に基づく淘汰すべき設備は、他人に譲渡し使用させてはならない。

第 28 条 県級以上の人民政府の関連部門は工業固形廃棄物の環境汚染防止の作業計画を制定し、工業固形廃棄物の発生量を減少することができる先進的な技術と設備を普及し、工業固形廃棄物の環境汚染防止業務を推進しなければならない。

第 29 条 工業固形廃棄物を発生する企業・機関は環境汚染防止責任制度を建設、確立しなければならない、工業固形廃棄物の環境汚染を防止する措置を講じなければならない。

第 30 条 企業・事業機関は、原材料、エネルギー及びその他の資源について合理的選択と利用を行い、先進的な生産技術と設備を採用し、工業固形の物的発生量を減少しなければならない。

第 31 条 国は工業固形廃棄物の申告・登記制度を実行する。

工業固形廃棄物を発生する企業・機関は國務院の環境保護行政主管部門の規定に基づき、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門に対して工業固形廃棄物の発生量、措置、貯蔵、処理等の関連資料を提供しなければならない。

第 32 条 企業・事業機関はその発生する利用できない或いは暫時利用しない工業固形廃棄物に関して、國務院の環境保護行政主管部門の規定に基づき、貯蔵或いは処理する施設、場所を建設しなければならない。

第 33 条 冶金スラッジ、化学工業スラッジ、石炭燃焼灰スラッジ、廃鉱石、尾鉱及びその他の工業固形廃棄物を露天に貯蔵するものは、専用の貯蔵施設、場所を設置しなければならない。

第 34 条 工業固形廃棄物の貯蔵、処理する施設、場所を建設するときには、國務院の環境保護行政主管部門の規定する環境保護基準に適合しなければならない。

本法施行の前に工業固形廃棄物を発生する企業・機関で、本法第 32 条の規定による工業固形廃棄物の貯蔵或いは処理する施設、場所を建設していない、或いは工業固形廃棄物の貯蔵、処理する施設、場所が環境保護基準に適合しないものは、期限内に建設或いは改造を行わなければならない。期限内に、新たに発生する環境を汚染する固形廃棄物に対しては、排污費の納付或いはその他の措置を講じなければならない。排污費納付の措置を講じる企業・機関で、期限内よりも事前に工業固形廃棄物の貯蔵或いは処理する施設、場所を建設する或いは改造を経てそれが環境保護基準に適合するものは、建設或いは改造が完成した日から排污費を納付する必要がない。期限内に建設しない或いは改造を経て環境保護基準に適合しないものは、排污費を引き続き納付しなければならない、建設或いは改造を経て環境保護基準に適合するまで継続する。具体的方法は國務院の規定による。排污費は環境汚染の防止に用い、他に流用することができない。

第3節 都市生活ゴミの環境汚染の防止

第35条 如何なる企業・機関と個人は、都市人民政府の環境衛生行政主管部門の規定を遵守し、都市生活ゴミを指定の地点に廃棄、堆積しなければならない、随意の投げ捨てや堆積を行ってはならない。

第36条 都市生活ゴミを貯蔵、輸送、処理するものは、国の関連する環境保護と都市環境衛生の規定を遵守し、環境汚染を防止しなければならない。

第37条 都市生活ゴミは迅速に清掃・運搬を行わなければならない、且つ合理的な利用と無害化処理を積極的に展開しなければならない。

都市生活ゴミは逐次に分類収集、分類貯蔵、分類輸送、分類処理を行わなければならない。

第38条 都市人民政府は計画的に燃料構造を改善し、都市ガス、天然ガス、液化ガスとその他のクリーンエネルギーを發展させなければならない。

都市人民政府の関連部門は野菜の洗浄後の都市への搬入を組織し、都市生活ゴミの減少を図らなければならない。

都市人民政府の関連部門は統一的に計画を作り、収集地点の合理的なネットワーク化を図り、廃棄物の回収利用を促進しなければならない。

第39条 都市人民政府は都市生活ゴミの清掃、収集、貯蔵、輸送、処理施設の建設を手配しなければならない。

第40条 都市生活ゴミの処理施設、場所の建設は、國務院の環境保護行政主管部門と國務院の建設行政主管部門が規定する環境保護と都市環境衛生基準に適合しなければならない。

都市生活ゴミの処理施設、場所を勝手に閉鎖、放置或いは解体することを禁止する。閉鎖、放置或いは解体が確実に必要なものは、所在地の県級以上の地方人民政府の環境衛生行政主管部門と環境保護行政主管部門の審査・認可を受けなければならない、且つ措置を講じて環境汚染を防止しなければならない。

第41条 施工企業・機関は建築施工の過程で発生するゴミを清掃・運搬、処理を迅速に行わなければならない、且つ措置を講じて、環境汚染を防止しなければならない。

第4章 危険廃棄物汚染環境防止のための特別規定

第42条 危険廃棄物汚染環境の防止については、本章の規定を適用する。本章が規定していないものは、本法その他の関連規定を適用する。

第43条 國務院環境保護行政主管部門は國務院の関連部門と合同して国家危険廃棄物名簿を制定し、統一した危険廃棄物の鑑別基準、鑑別方法、識別標示を規定しなければならない。

第44条 危険廃棄物の容器と包装物及び収集、貯蔵、輸送、危険物を処理する施設、場所については、危険廃棄物の識別標示を設置しなければならない。

第45条 危険廃棄物を発生する企業・機関は、国の関連規定に基づき、申告・登記を行わなければならない。

第46条 危険廃棄物を発生する企業・機関は、国の関連規定に基づき処理を行わなければならない。処理を行わないものは、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門が期限を定めて改正を命じる。期限を超えても処理を行わないもの、或いは処理が国の関連規定に適合しないものは、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門が国の関連規定に基づき企業・機関を指定し代理処理を行う。処理費用は危険廃棄物を発生する企業・機関が負担する。

第47条 都市人民政府は危険廃棄物に対する集中処理の施設の建設を組織しなければならない。

第48条 埋め立て方式による危険廃棄物を処理するもので國務院の環境保護行政主管部門の規定に適合しないものは、危険廃棄物排污費を納付しなければならない。危険廃棄物排污費を徴収する具体的方法は國務院の規定による。

危険廃棄物排污費は危険廃棄物汚染環境の防止のために用い、他に流用することができない。

第49条 危険廃棄物の収集、貯蔵、処理の経営活動に従事する企業・機関は、県級以上の人民政府の環境保護行政

主管部門に経営許可証を申請・取得しなければならない。その具体的管理方法は国务院の規定による。

経営許可証の無いもの、或いは経営許可証の規定に適合しないものが、危険廃棄物の収集、貯蔵、処理の経営活動に従事することを禁止する。

危険廃棄物を経営許可証の無い企業・機関に提供或いは委託し、収集、貯蔵、処理の経営活動に従事させることを禁止する。

第 50 条 危険廃棄物を収集、貯蔵する場合には、危険廃棄物の特性分類に基づき行わなければならない。性質が相反ししかも安全処理を行っていない危険廃棄物を混合して収集、貯蔵、輸送、処理することを禁止する。

危険廃棄物を非危険廃棄物のなかに混入して貯蔵することを禁止する。

第 51 条 危険廃棄物を移転するものは、国の関連規定に基づき危険廃棄物移転表を記入しなければならない。且つ、危険廃棄物の移転元地と受入地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門に報告を行わなければならない。

第 52 条 危険廃棄物を輸送するときは、環境汚染の防止措置を施さなければならない。且つ、国の関連する危険貨物輸送管理の規定を遵守しなければならない。

危険廃棄物を旅客と同一の輸送車両に積載し輸送することを禁止する。

第 53 条 危険廃棄物を収集、貯蔵、輸送、処理する場所、施設、設備、容器、包装物及びその他の物品を他に転用するときには、汚染除去の処理を行わなければならない。これによりはじめて使用することができる。

第 54 条 危険廃棄物の収集、貯蔵、輸送、利用、処理に直接従事する人員は、専門訓練を受け、試験に合格しなければならない。これによりはじめて当該業務に従事することができる。

第 55 条 危険廃棄物の発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理を行う企業・機関は、予想外の事故が行う場合の緊急応対措置と予防措置を制定しなければならない。且つ、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門に報告を行わなければならない。環境保護行政主管部門は検査を行わなければならない。

第 56 条 事故の発生或いはその他の突発的な事件により、危険廃棄物による重大な環境汚染を招いた企業・機関は、環境の汚染危害を除去或いは軽減する措置を即座に行い、汚染危害を被る可能性のある企業・機関と住民に直ちに通報しなければならない。且つ、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門と関連部門に通報し、調査を受けなければならない。

第 57 条 危険廃棄物の重大な環境汚染が発生し、住民の生命・財産の安全に脅威があるときには、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は即座に本級人民政府に報告し、人民政府によって有効な措置を講じて、危害の解除或いは軽減を図らなければならない。

第 58 条 中華人民共和国国境を経由して危険廃棄物を移転することを禁止する。

第 5 章 法律責任

第 59 条 本法の規定に違反し、下記の行為の一つがあるものは、県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門によって期限を定めて改正を命じ、且つ罰金に処す。

- (1) 国の規定に基づく工業固形廃棄物或いは危険廃棄物の申告・登記を行わないもの。或いは申告・登記のときに虚偽を行うもの。
- (2) 環境保護行政主管部門の現場検査を拒絶するもの、或いは検査を受けるときに虚偽を行うもの。
- (3) 国の規定に基づく排污費を納付しないもの。
- (4) 期限限定淘汰名簿に記載された淘汰する設備を他人に譲渡し使用させるもの。
- (5) 固形廃棄物の環境汚染のための防止施設、場所を勝手に閉鎖、放置或いは解体するもの。
- (6) 自然保護区、風景名勝区、生活飲用水源地及びその他の必要な特別保護の区域内で、工業固形廃棄物の集中貯蔵、処理施設、場所或いは生活ゴミ埋め立て場を建設するもの。
- (7) 固形廃棄物を省、自治区、直轄市の行政区域外に勝手に移転し貯蔵、処理するもの。

上述第 (1) 項、第 (2) 項の行為のものは、一万元以下の罰金に処す。上述第 (3) 項の行為のものは、納

付すべき排污費金額の百分の五十以下の罰金に処す。第(4)項、第(5)項、第(6)項、第(7)項の行為が一つ有るものは、五万元以下の罰金に処す。

第60条 本法の規定に違反し、淘汰する設備を生産、販売、輸入或いは使用するもの、或いは淘汰する生産技術を採用するものは、県級以上の人民政府の経済綜合主管部門により改正を命じる。情状が重大なものは、県級以上の人民政府の経済綜合主管部門が意見を提出し、同級人民政府が国务院の規定する権限に基づき業務停止、閉鎖を命じる。

第61条 建設プロジェクトのなかで共に建設しなければならない固形廃棄物環境汚染防止施設が完成していない或いは検収が合格していないうちに、生産を開始する或いは使用を行うものは、当該建設プロジェクトの環境影響報告書を審査・認可した環境保護行政主管部門によって生産或いは使用の停止を命じ、且つ十万元以下の罰金に処することができる。

第62条 処置する期限を経て処理任務を完成しない企業・機関に対して、発生した危害結果に基づき十万元以下の罰金に処すことができ、或いは生産停止、閉鎖を命じることができる。

前条規定の罰金は環境保護行政主管部門によって決定する。生産停止、閉鎖の命じることについては、県級以上の人民政府が国务院の規定する権限に基づき決定する。

第63条 都市生活ゴミの貯蔵、輸送、処理について本法規定に違反するものは、国务院の環境保護と都市環境衛生に関する関連規定に基づき処罰を行う。

第64条 本法の危険廃棄物の環境汚染防止の規定に違反し、下記の行為の一つがあるものは、県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門によって違反行為の停止、期限付きの改正を命じ、且つ五万元以下の罰金に処す。

- (1) 危険廃棄物の識別標示を設置しないもの。
- (2) 危険廃棄物を経営許可証の無い企業・機関に収集、貯蔵、処理を提供或いは委託するもの。
- (3) 危険廃棄物を移転するもので、国の規定する危険廃棄物移転表に記入しない或いは危険廃棄物の移転元地と受入地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門に報告を行わないもの。
- (4) 危険廃棄物を非危険廃棄物のなかに混入し貯蔵するもの。
- (5) 安全処理を行わずに、性質が相反する危険廃棄物を混合して収集、貯蔵、輸送、処理するもの。
- (6) 危険廃棄物を旅客と同一の輸送車両に積載し輸送するもの。
- (7) 危険廃棄物を発生するものでその発生する危険廃棄物を処理しない或いは法により負担しなければならない処理費用を負担しないもの。
- (8) 汚染除去の処理を行わずに、危険廃棄物を収集、貯蔵、輸送、処理する場所、施設、設備、容器、包装物及びその他の物品を他に転用するもの。

第65条 経営許可証の無い或いは経営許可証の規定に照らさずに危険廃棄物の収集、貯蔵、処理の経営活動に従事するものは、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門によって違法行為の停止、違法所得の没収を命じ、且つ違法所得の2倍以下の罰金に処すことができる。

経営許可証の規定に照らさずに前項活動に従事するものは、発行機関によって経営許可証を取り上げることができる。

第66条 本法の規定に違反し、中国国境外の固形廃棄物を国境内に入れ、廃棄、堆積、処理する、或いは国务院の関連主管部門の許可を得ずに勝手に固形廃棄物を輸入し原料となるものは、税関によって当該廃棄物の退去を命じ、且つ十万元以上百万元以下の罰金に処すことができる。税関の監督・管理を逃れ、密輸の罪を為すものは、法により刑事責任を追及する。

原料利用の名目で、原料となることができない固形廃棄物を輸入するものは、前項規定に基づき処罰する。

第67条 本法の規定に違反し、中華人民共和国国境を経由して危険廃棄物を移転するものは、税関によって当該危険廃棄物の退去を命じ、且つ五万元以上五十万元以下の罰金に処すことができる。

第 68 条 不法によって国境内に固形廃棄物を搬入したものに対しては、省級以上の人民政府の環境保護行政部門によって法により税関に処理意見を提出し、税関は本法第 66 条の規定に基づき処罰を決定しなければならない。環境汚染を発生させたものに対しては、省級以上の人民政府の環境保護行政部門によって輸入者に汚染の除去を命じる。

第 69 条 本法の規定に違反し、固形廃棄物の環境汚染事故を発生させたものは、県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門によって十万元以下の罰金に処す。重大な損失を招いたものは、直接損失の百分の三十に基づき罰金を計算するが、最高五十万元を超えないこととする。直接責任を負う主管人員とその他の直接責任人員に対しては、その所在企業・機関或いは政府の主管機関によって行政処分を行う。

第 70 条 罰金は一律国庫に上納し、いかなる企業・機関と個人がそれを流用することができない。

第 71 条 固形廃棄物の汚染により損害を受けた企業・機関と個人は、法による損失の賠償を要求する権利を有する。

賠償責任と賠償金額についての紛糾は、当事者の請求に基づき、環境保護行政主管部門或いはその他の固形廃棄物環境汚染防止業務を行う監督管理部門によって調停を行うことができる。調停が不調の場合には、当事者は人民法院に提訴することができる。当事者はまた直接人民法院に提訴することもできる。

第 72 条 本法の規定に違反し、危険廃棄物を収集、貯蔵、処理し、重大な環境汚染事故を起こし、公私の財産に重大な損失或いは人身への死傷という重大な結果を招いたものは、刑法第 115 条或いは第 187 条の規定に基づき、刑事責任を追及する。

企業・機関で本条の犯罪を行ったものは、罰金に処し、且つ直接に責任を負う主管人員とその他の直接責任人員に対して前項の規定に基づき刑事責任を追及する。

第 73 条 固形廃棄物の環境汚染を防止する監督管理人員で職権を乱用し、職務をおざなりにし、私利に惑わされ不正を行い、犯罪を構成するものは、法により刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成しないものは、法により行政処分に処す。

第 6 章 付則

第 74 条 本法のなかの下記の用語の意味は；

- (1) 固形廃棄物とは、生産建設、日常生活とその他の活動のなかで環境汚染を生み出す固体、半固体の廃棄物質を指す。
- (2) 工業固形廃棄物とは、工業、交通等の生活活動のなかで発生する固形廃棄物を指す。
- (3) 都市生活ゴミとは、都市の日常生活のなか或いは都市の日常生活のために提供するサービス活動のなかで発生する固形廃棄物及び法律、行政法規の規定によって都市生活ゴミと見なす固形廃棄物を指す。
- (4) 危険廃棄物とは、国の危険廃棄物リストのなかにあるもの或いは国の規定する危険廃棄物鑑別基準と鑑別方法に基づき認定されたもので危険特性のある廃棄物を指す。
- (5) 処理とは、固形廃棄物の燃焼及びその他の固形廃棄物を改変する物理、化学、生物特性の方法によって、発生した固形廃棄物の数量の減少、固形廃棄物の体積の縮小、その危険成分の減少や除去を行う活動、或いは固形廃棄物を最終的に環境保護規定が要求する場所や施設に留め置き、且つ再度の回収を行わない活動を指す。

第 75 条 液状廃棄物と容器中に留め置いた気体状廃棄物の汚染防止は、本法を適用する。しかし、水体に排出した廃水と大気に排出した廃気の汚染防止は、関連法律を適用し、本法を適用しない。

第 76 条 中華人民共和国が締結或いは参加する固形廃棄物の環境汚染防止に関連する国際条約と本法が異なる規定があれば、国際条約の規定を適用する。しかし、中華人民共和国が保留を声明した条項は除外する。

第 77 条 本法は 1996 年 4 月 1 日より施行する。